

平成 26 年 9 月 8 日付けで提出を受けた住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行い、下記のとおり、平成 26 年 10 月 27 日に請求人へ通知しました。

福岡市監査委員	石 田 正 明
同	宮 本 秀 国
同	齋 田 雅 夫
同	伯 川 志 郎

住民監査請求（福岡市職員措置請求）の監査結果について（通知）

平成 26 年 9 月 8 日に提出のあった住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を次のとおり通知します。

第 1 住民監査請求の提出

1 住民監査請求（以下「本件請求」という。）の内容等

(1) 請求人

（省略）

(2) 提出日

平成 26 年 9 月 8 日

(3) 請求の内容（「福岡市職員措置請求書」の原文のまま）

福岡市長（職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

- (1) 福岡市長高島宗一郎氏は、平成 26 年 2 月 24 日 19 時ごろ、羽田から都内港区虎ノ門までタクシーに乗車し、料金 9,050 円の支払いに、福岡市のタクシーチケットを使用しました。

当初の旅行命令書では、平成 26 年 2 月 25 日は私用で東京滞在中となっていました。その後、旅行命令書は、平成 26 年 7 月 10 日付けで、出張期間の開始日が平成 26 年 2 月 24 日に訂正され、旅費の再精算が行われています。

- (2) しかし、上記の訂正された旅行命令書には、
- ・出張期間が平成26年2月24日からとなった合理的な理由が記載されていない
 - ・真に出張期間が変更されたのであれば、2月28日付けの精算時点で、出張期間の訂正もしくは、旅行命令書の差し替えがなされているはずで、それがなのまま市長印が押され、旅費が支払われることは、ありえない
 - ・かかる旅費の再精算は、地方自治法及び福岡市職員等旅費支給条例に反するといった問題があり、従って、出張期間の訂正は認められず、当該タクシー利用についても私用と判断すべきです。
- (3) このため、チケットによって支払った料金9,050円の損害が福岡市に発生しています。また再精算による追給を行えば、その額が新たな損害となります。
- (4) 福岡市長高島宗一郎氏に上記タクシー料金9,050円を請求する措置及び再精算による追給が行われないようにする措置を求めます。

(4) 事実証明書

インターネット上の報道記事を印刷したもの

2 要件審査

本件請求は、地方自治法第242条所定の要件を備えているものと認め、平成26年9月22日、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

福岡市長（以下「市長」という。）の出張に関する以下の経費に係る公金の支出を監査対象である財務会計上の行為として、監査を行った。

- (1) 市長の平成26年2月24日の旅行に係る旅費（東京都までの航空賃、日当及び宿泊料。以下「本件旅費」という。）
- (2) 同日、市長が東京都内において利用したタクシーに係る自動車借上料（高速道路利用に係る借損料を含む。以下「本件自動車借上料」という。）

2 請求人による陳述及び証拠の提出

平成 26 年 9 月 30 日，関係職員の立会いのもと，請求人から陳述を受けた。

3 関係職員による陳述

平成 26 年 9 月 30 日，請求人の立会いのもと，総務企画局の関係職員から以下の陳述書（添付資料省略，一部原文修正）による陳述を聴取した。

住民監査請求関係職員陳述書

平成 26 年 9 月 8 日付で福岡市監査委員に提出された住民監査請求に対し，次のとおり意見を述べます。

1 請求書の記載内容（1）について

（1）特別職に係る旅費支給の基本的な考え方と取扱いについて

- ・勤務時間の定めがない市長や副市長などの特別職の出張については，目的地で公務を果たした場合，公務外の用件の有無に関わらず「福岡市職員等旅費支給条例」（以下「旅費支給条例」という。）に基づき，往復の旅費を支給することが基本となっている。
- ・しかし，市民の納得性をより一層高めるため，平成 24 年 10 月から，出張先で公務外の用件が生じたときには，公務外の部分の旅費を減額することができるものとしている。
- ・市長は，公務である東京出張の機会をとらえて，できる限り前泊や後泊等の行程を公務外で入れ，国会議員や関係省庁，民間企業やベンチャー企業，大学教授等有識者など，様々なキーパーソンとの意見交換や情報収集，ネットワークの構築等に取り組んでいる。本来，公務のため出張する場合は，このような公務外の用件がある場合についても，往復の旅費を全額支給できるところ，公務外の用件に係る部分の旅費を減額する取扱いを行っているところである。

（2）本件出張の経緯について

- ・平成 26 年 2 月頃は，全国で 5 か所程度と想定されていた国家戦略特区の国における選定作業が最終局面を迎えており，総務企画局企画調整部（以下「企画調整部」という。）を中心に，東京事務所とも連携しながら，様々な機会をとらえ，国会議員や関係省庁，民間の方などあらゆる方面にアプローチを行っていた。
- ・そうした中，国の動向や市長のスケジュールなどを踏まえ，平成 26 年 2 月 25 日

から2月27日にかけて、市長及び企画調整部の特区を担当する職員（以下「特区担当職員」という。）らが関係者と協議を行うため出張することとした。

- ・当初、内閣官房長官や内閣官房副長官などの関係者との面会に係る用務が2月25日午後以降の予定であったため、上記1－（1）で述べた旅費の取扱いに従って、市長の前日の宿泊及び移動を公務外の取扱いとして企画調整部の経理を担当する係員（以下「経理担当係員」という。）が2月24日に旅行命令書を作成した。

（3）旅行命令の変更の経緯について

- ・平成26年2月24日の午後、内閣府特命担当大臣〔国家戦略特別区域〕（当時）や内閣府特命担当大臣〔経済財政政策〕といった政府要人にも、この段階で面会する必要があると総務企画局長が判断し、市長に提案し了解を得た後、東京事務所において、2月25日の午前中も含めて面会時間の調整を始めたが、具体的な日程が定まらず、2月25日の午前中に用務が入る可能性があったため、前日の宿泊等を公務の取扱いとした。
- ・また、既に発した旅行命令については、旅費支給条例第5条第4項ただし書の規定により口頭による変更を行ったが、本来であれば、同条第5項に基づき、すみやかに旅行命令書について変更の記載を行うべきところ、特区担当職員から経理担当係員にその旨の連絡がなされず、当該変更が反映されなかった。

（4）目的地である東京への移動とタクシー利用について

- ・平成26年2月24日の夕方、市長は、公務として目的地の東京へ向かうため、公用車を利用して福岡市役所本庁舎から福岡空港に移動した。
- ・同じく同日の夕方、東京事務所長は、市長を迎えるため公用のICカードを利用して、東京事務所の最寄駅である赤坂見附駅から羽田空港に向かった。
- ・東京事務所長は、持参したタクシーチケットを使用し、羽田空港から市長とタクシーに同乗したうえで、翌日以降の面会に係るアポイントメントの状況やプレゼンテーションの段取りなどの打ち合わせを行いながら、宿泊先である虎ノ門のホテルに移動した。

（5）平成26年2月28日の精算手続きについて

- ・当該出張終了後の平成26年2月28日、市長は変更の記載がない旅行命令書の精算印欄に押印したが、こうした旅行命令書など簡易な書類の決裁等については、数多くの書類をまとめて市長室秘書課から簡単な説明を聞いたうえで押印しており、2月24日の宿泊等が公務に変更されていないことを見落としていた。

- ・市長が精算印を押印した後，市長室秘書課の職員が旅行命令の変更が反映されていないことに気づき，企画調整部の経理を担当する係長（以下「経理担当係長」という。）に旅行命令書を渡す際，訂正を依頼したが，経理担当係長はその旨を失念したまま，経理担当係員に支出の事務を指示した。
- ・その結果，平成 26 年 3 月に企画調整部から会計室に当該出張に係る関係書類が提出され，3 月 25 日に，前日の宿泊等を公務外とした当初の旅費 82,470 円が市長に支給された。

(6) 平成 26 年 7 月 10 日の旅行命令書の訂正及び再精算について

- ・平成 26 年 7 月上旬，経理担当係長が市長の出張に関する書類を整理する中で，当該出張の変更が旅行命令書に反映されていないことに気づき，7 月 10 日に必要な訂正を行った。
- ・この際，経理担当係長は，2 月 24 日に利用した往路の航空賃は，復路の航空賃（42,870 円）と同額と思い込み，その内容を旅行命令書に記載し，市長は，2 月 28 日の精算時と同様に，再精算額を十分確認しないまま押印した。
- ・その後，会計管理者に必要な書類を提出するため，旅行会社から発行された往路の航空賃の領収書を確認したところ，金額が異なっていたことから，現在，正しい精算額（31,770 円）に訂正しているところである。
- ・なお，この再精算手続きに伴う追加支給については，平成 25 年度の出張に係る経費を平成 26 年度予算で支出する「過年度支出」の取扱いとなるため，現在，支払いの事務処理等について関係部署と協議を行っているところである。

2 請求書の記載内容（2）について

(1) 旅行命令書作成の事務手続きについて

- ・請求人は，「旅行命令書には，出張期間が平成 26 年 2 月 24 日からとなった合理的な理由が記載されていない」と主張しているが，本件出張については，上記 1－(2) 及び (3) で述べたとおり，2 月 25 日の午前中に用務が入る可能性があったため，前日の宿泊等を公務の取扱いとしたことに伴い旅行期間の始期が 2 月 24 日になったものである。なお，旅行命令書は様式の都合上，簡潔に記載する必要があることから，備考欄に「2/25 の用務に間に合うように前泊とするもの。」と記載している。
- ・また，請求人は，「出張期間の訂正もしくは旅行命令書の差し替えがなされていないはずで，それがないまま市長印が押され，旅費が支払われることはありえない。」

と主張しているが、上記1-(3)及び(5)で述べたとおり、旅行命令書の訂正については、企画調整部内の連絡不足で旅行命令書の変更の記載がなされなかったこと、また、市長が2月28日の精算時に変更の記載がないことを見落としたことなど、事務処理の誤りにより、当初の旅費が変更されないまま3月25日に支給されたものである。

(2) 地方自治法及び福岡市職員等旅費支給条例について

- ・地方自治法施行令第165条の8の規定では、「出納閉鎖後の支出は、これを現年度の歳出としなければならない」とされており、これは、過年度において支出すべきであったものを現年度において支出することが制度上想定されているものと解されることから、当該出張に係る旅費の追加支給については、平成26年度予算で支出すべきものである。
- ・旅費支給条例第4条第1項の規定によれば、「職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する」とされており、出張に係る旅費は、当該出張をした職員に支払わなければならない。
- ・また、旅費支給条例第11条第1項では、旅費の支給を受けようとする旅行者は所定の請求書に必要な書類を添えて、会計管理者に提出しなければならないとされており、7月10日に行った旅行命令書の訂正や再精算の押印等は会計管理者に請求書及び書類を提出する準備段階のものであって、現在、領収書を確認の上、正しい精算額に訂正しているところである。
- ・以上のとおり、本件出張に係る一連の手続きは、法令等に基づき行っているところであり、請求人の主張するような「地方自治法及び福岡市職員等旅費支給条例に反する」ものではない。

(3) 東京におけるタクシー利用について

- ・請求人は、「出張期間の訂正は認められず、当該タクシー利用についても私用と判断すべき」と主張しているが、これまで述べたとおり、2月24日の宿泊等は公務であり、旅行命令の変更及び旅行命令書の訂正を行うことは問題ない。
- ・また、上記1-(4)で述べたとおり、東京事務所長が、羽田空港から市長とタクシーに同乗したうえで、翌日以降の面会に係るアポイントメントの状況やプレゼンテーションの段取りなどの打ち合わせを行いながら、宿泊先のホテルに移動していることから、これが公務であることは明らかである。

3 請求書の記載内容(3)及び(4)について

(1) まとめ

- ・本件出張に係る2月24日の一連の移動及び宿泊は、これまで述べたとおり、まぎれもない公務であることから、これに伴うタクシーチケットの使用も違法・不当ではない。
- ・また、本件出張については、上記1-(1)で述べたとおり、旅費支給条例に基づき、往復の旅費を支給するのが基本であることから、そもそも、当該タクシー代を公費で支出することに問題はない。
- ・よって、請求人の主張する「チケットによって支払った料金9,050円の損害が発生している」という事実はなく、返還請求は不要である。
- ・また、公務としての旅費について、地方自治法及び旅費支給条例の規定に基づき、往路の航空賃に係る領収書を確認し、正しい精算額への訂正及びそれに伴う追加支給を行うことは正当な支出であり、「再精算による追給を行えば、その額が新たな損害となる」ことはない。
- ・しかしながら、本件においては、旅行命令書への変更の反映が遅れたこと、市長が書類の記載内容を十分に確認せずに押印したことなど、事務処理の誤りが重なり、適切さに欠けていたことは反省し、今後、このようなことがないよう適切な処理に努めていきたい。

4 監査対象部署に対する監査

平成26年9月24日から同年10月27日までの間、以下の部署（以下「監査対象部署」という。）について、関係職員からの聞き取り調査及び関係書類の調査を行った。

- (1) 総務企画局企画調整部
- (2) 総務企画局東京事務所
- (3) 市長室秘書課

第3 監査の結果

1 確認した事実

監査対象事項に関する事実関係について、次のとおり確認した。

(1) 平成26年2月26日まで（以下、日にちはすべて平成26年）

日時	認められる事実	監査対象部署の説明
2月24日 午前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行者を市長（以下、旅行者としての市長を「市長（旅行者）」という。）、旅行命令権者を市長（以下、旅行命令権者としての市長を「市長（命令権者）」という。）、命令日を2月24日とする旅行命令書（以下「本件旅行命令書」という。）がある。 本件旅行命令書には、用務先は東京都、用務は成長戦略協議、旅行期間は2月25日から2月27日まで、「2/25私用で東京滞在中のため、往路航空賃は支給しない。」と記載されている。 ・2月24日付けの西鉄旅行から市長（旅行者）あての航空券代（42,870円、2月24日入金）の領収証がある。（当該領収証の発行が2月24日の午前か午後かは不明。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房長官や内閣官房副長官などの関係者との面会に係る用務が2月25日午後以降の予定であったため、企画調整部の経理担当係員（以下「経理担当係員」という。）が2月24日の宿泊及び移動を公務外の扱いとする本件旅行命令書を同日作成した。 ・往路の航空券は、公務外に係るものとして、2月21日に、市長（旅行者）の私設秘書がJTB九州福岡支店を通して予約した。 ・復路の航空券は、公務に係るものとして、2月24日に、市長室秘書課の係員が市役所本庁舎地下1階の西鉄旅行を通して予約した。（予約が2月24日の午前か午後かは不明。）

<p>2月24日 午後</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特別区域担当の内閣府特命担当大臣（以下「特区担当大臣」という。）や経済財政政策担当の内閣府特命担当大臣（以下「経済財政政策担当大臣」という。）といった政府要人にも面会する必要があると総務企画局長が判断し、市長（命令権者）に提案し、了解を得た。 ・東京事務所次長が、2月25日の午前中も含めて面会時間の調整を始めた（特区担当大臣について内閣官房地域活性化統合事務局の担当係長にアポイントメントの調整を依頼。経済財政政策担当大臣については特区担当大臣のアポイント確定後にアポイント調整を行う予定であった。）が、具体的な日程は定まらなかった。 ・2月25日の午前中（時間未定）に用務（特区担当大臣や経済財政政策担当大臣との面会）が入る可能性があったため、前日（2月24日）の宿泊等を公務の取扱いとした。 ・本件旅行命令書による旅行命令については、2月24日を旅行期間に含める旨の福岡市職員等旅費支給条例（以下「旅費条例」という。）第5条第4項ただし書の規定による口頭による変更（以下「本件変更旅行命令」という。）を行ったが、本来であれば、同条第5項に基づき、すみやかに本件旅行命令書に変更の記載を行うべきところ、企画調整部の特区担当職員から経理担当係員にその旨の連
---------------------	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月24日の15時50分から17時10分にかけて市役所本庁舎と福岡空港を往復した公用車の自動車運行表がある。 ・ 市長（旅行者）は、飛行機で福岡空港から羽田空港へ移動した。 ・ 市長（旅行者）が2月24日18時30分から19時10分にかけて羽田から虎ノ門まで乗車した旨の記載があるタクシー乗車券がある。 	<p>絡がなされず、当該変更が反映されなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月24日の夕方、市長（旅行者）は、公務として目的地の東京へ向かうため、随行秘書が同乗した公用車を利用して市役所本庁舎から福岡空港へ移動した。 ・ 市長（旅行者）を迎えるため東京事務所から羽田空港へ向かった東京事務所長は、持参したタクシー乗車券を使用し、同空港から市長とタクシーに同乗したうえで、翌日以降に係るアポイントメントの状況やプレゼンテーションの段取りなどの打ち合わせを行いながら、宿泊先である虎ノ門のホテルに移動した。
2月25日 午前		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特区担当大臣及び経済財政政策担当大臣との面会は結果的に調整がつかず、市長（旅行者）は誰とも公務による面会はできなかった。
2月25日 午後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件出張に随行した企画調整部職員の出張復命書に、市長（旅行者）が内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官等と面会したことが記載されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12時から18時40分までの間ハイヤーを運行し、市長（旅行者）は、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官等と面会を行った（企画調整部の特区担当係長及び東京事務所長が随行）。
2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件出張に随行した企画調整部職員の出張復命書に、市長（旅行者）が特区担当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10時30分から18時までの間ハイヤーを運行し、市長（旅行者）は、特区担当大臣、内閣官房長官等と面会を行った

	大臣, 内閣官房長官等と面会したことが記載されている。	(企画調整部長, 同部の特区担当係長及び東京事務所長が随行)。
--	-----------------------------	---------------------------------

(2) 出張後 (平成 25 年度)

日時	認められる事実	監査対象部署の説明
2月28日	<ul style="list-style-type: none"> 本件旅行命令書に, 2月28日付けで市長(旅行者)による旅費の精算が行われた旨の記載及び押印がある(精算額82,470円)。 	<ul style="list-style-type: none"> 市長(旅行者)は, 変更の記載がない本件旅行命令書の精算印欄に押印したが, 2月24日の宿泊等が公務に変更されていないことを見落としていた。 市長(旅行者)が精算印を押印した後, 秘書課の職員が旅行命令の変更が反映されていないことに気づき, 企画調整部の経理担当係長に旅行命令書を渡す際, 訂正を依頼したが, 同係長はその旨を失念したまま, 経理担当係員に支出の事務を指示した。
3月	<ul style="list-style-type: none"> 3月7日, 2月28日付けの精算による旅費について, 支出負担行為及び支出命令がなされ, 3月25日に市長(旅行者)に対し支払いがなされた。 3月10日, 本件自動車借上料を含む東京事務所における2月分の自動車借上料について, 支出負担行為及び支出命令がなされ, 3月31日に債権者(東京四社営業委員会)に対し支払いがなされた。 	<ul style="list-style-type: none"> 3月上旬頃, 企画調整部から会計室に本件出張に係る関係書類が提出された。 3月25日に, 2月24日の宿泊等を公務外とした当初の旅費(82,470円)が市長(旅行者)に支給された。

(3) 出張後（平成 26 年度）

日時	認められる事実	監査対象部署の説明
7 月	<ul style="list-style-type: none">・ 本件旅行命令書に、7 月 10 日付けで市長（旅行者）による旅費の再精算が行われた旨の記載及び押印がある（再精算額 145,140 円（その後 134,040 円に訂正）、追給額 62,670 円（その後 51,570 円に訂正））。また、この際に、「2/25 私用で東京滞在中のため、往路航空賃は支給しない。」との記載が抹消され、新たに「2/25 の用務に間に合うように前泊とするもの。」と記載されたものと認められる。	<ul style="list-style-type: none">・ 7 月上旬、情報公開請求への対応のため、経理担当係長が市長（旅行者）の出張に関する書類を整理する中で、本件出張の変更が本件旅行命令書に反映されていないことに気づき、7 月 10 日に必要な訂正を行った（旅行命令書は様式の都合上、簡潔に記載する必要があることから、備考欄に「2/25 の用務に間に合うように前泊とするもの。」と記載している）。この際、経理担当係長は、2 月 24 日に利用した往路の航空賃は、復路の航空賃（42,870 円）と同額と思い込み、その内容を本件旅行命令書に記載し、市長（旅行者）は、2 月 28 日の精算時と同様に、再精算額を十分確認しないまま押印した。
8 月以降	<ul style="list-style-type: none">・ 8 月 21 日付けの JTB 九州福岡支店から市長（旅行者）あての 2 月 24 日航空券代（31,770 円、3 月 31 日入金）の領収証がある。・ 10 月 24 日、本件旅費について、支出負担行為及び支出命令がなされた。	<ul style="list-style-type: none">・ 会計管理者に必要な書類を提出するため、市長の私設秘書を通じて、旅行会社に往路の航空賃の領収書の発行を依頼したところ、金額が異なっていたことから、正しい精算額（31,770 円）に訂正した。

2 監査委員の判断

上記の確認した事実に基づき、本件旅費及び本件自動車借上料の各支出が違法又は不当であるか、違法又は不当であるとした場合にいかなる措置を講ずべきかについて検討する。

(1) 本件旅費について

ア 旅行命令について

職員（市長等の特別職を含む。以下同じ。）の出張に係る旅費は、旅行命令に基づき、職員がそれに従って公務のため旅行した場合に支出されるものである。

すなわち、旅行命令は、職員に公務のため旅行することを命じる職務命令であるが、財務会計行為である旅費の支出（具体的には支出負担行為及び支出命令）の原因ないし前提となる非財務会計行為である。

本件旅費については、市長（命令権者）が行った本件変更旅行命令を前提として、福岡市事務決裁規程別表第3及び福岡市会計規則第34条の規定に基づき総務企画局企画調整部企画課長が財務会計行為である支出負担行為及び支出命令の専決を行ったものであるが、同課長は、本件変更旅行命令を是正する権限を有するとはいえない（是正する権限は市長（命令権者）にしかない）ため、それが著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるときでない限り、それを尊重し、その内容に応じた財務会計上の措置を執る義務があると解される（最高裁平成17年3月10日判決参照）。

よって、以下、本件変更旅行命令が、その内容又は手続等において著しく合理性を欠き、そのために本件旅費の支出が違法又は不当となるか否か検討する。

(ア) 本件変更旅行命令の内容について

旅行命令権者は、市の公務を遂行するために合理的な必要性がある場合には、その裁量により、旅行命令を発することができるが、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、当該旅行命令は違法又は不当となる（前掲最高裁判決参照）。

ところで、出張先で市の事務事業に従事する時間等との関係で、その前日に出張先へ移動し宿泊することが、社会通念上、相当と認められる場合には、当該前日における移動及び宿泊も、公務の遂行として当然に旅行命令の対象となり得るものと解される。

本件においては、監査対象部署は、2月24日午後の時点において、翌25日の午前中（時間は未定）に特区担当大臣等との面会が入る可能性があった旨説明す

るが、この時期における国家戦略特別区域に関わる動き（同月 25 日に「国家戦略特別区域基本方針」の閣議決定、3 月 28 日に第 4 回特区諮問会議において福岡市を含む全国 6 地域を選定など）からみて、当該説明に不自然なところはなく、反対にこれを否定するに足る事実等は認められない。また、請求人も、当該説明を否定する趣旨の主張も立証も行っていない。

そして、2 月 25 日の午前中（時間は未定）に大臣との面会が入る可能性があったとすれば、その準備として、それに間に合うようにその前日に飛行機で東京へ移動して宿泊することを公務のための旅行と取り扱ったものであり、本件変更旅行命令に裁量権の逸脱又は濫用はなかったものと解される。飛行機に搭乗する時点において上記面会の可能性があったものである限り、結果的に、同月 25 日の午前中に大臣に面会することができなかったとしても、このことを左右するものではない。

(イ) 本件変更旅行命令の手續等について

以上のほか、旅行命令が適法であるためには、所定の手續及び形式によるものでなければならないと解される。旅費条例第 5 条第 4 項及び第 5 項において、旅行命令の発令又は変更は、旅行命令書に記載して旅行者に提示しなければならない。やむを得ずそのいとまがないため口頭で発令又は変更を行った場合も、できるだけすみやかに旅行命令書に記載して旅行者に提示しなければならないこととされている。

一般に、職務命令の手續及び形式については、別段の制限はなく、口頭によっても文書によってもよいと解されているが、旅行命令については、旅費の支給を伴うものであり、旅行者は旅行命令に従って旅行した場合でなければ旅費の支給を受けることができない（旅費条例第 6 条第 3 項）ため、旅行者に行程、経路、方法等を正確に示す必要があることから、文書に記載して旅行者に提示することとされているものと解される。

① 請求人は、市長（命令権者）が口頭による本件変更旅行命令について旅費条例第 5 条第 5 項の規定により「すみやかに」旅行命令書への記載を行っておらず、このため本件旅費の支出が違法又は不当となる旨主張する。

たしかに、口頭による旅行命令について旅行命令書への記載がすみやかになされなかった場合、当該旅行命令は形式において瑕疵があるものとなるが、旅行者が当該口頭による旅行命令に従った旅行を行うとともに、その後旅行命令

書への記載がなされたときは、その時点で当該瑕疵は治癒し、旅行命令自体が著しく合理性を欠くこととなるものではないと解される。

- ② また、請求人は、本件変更旅行命令に係る旅行命令書の訂正について、合理的な理由が記載されていないなど、旅行命令書の訂正の経緯が不合理である旨主張する。

しかしながら、旅行命令書は、職務命令の内容を記載した文書であり、その趣旨が前述のとおりと解されることから、市の事務事業等の方針を決定するための起案文書とは異なり、旅行命令書自体に発令又は変更の理由を記載する等の必要は必ずしもないと解される。国においても、旅行命令を変更した場合には、変更後の旅行命令簿の備考欄に旅行命令の変更の事実及び変更前の旅行命令の発令年月日を記載又は記録することとされているのみである（国家公務員等の旅費支給規程別表第1備考2）。

- ③ さらに、請求人は、旅費条例第6条において「旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り、旅行命令簿（前条第3項の規定により変更された命令等を含む。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。」とされているにもかかわらず、市長（旅行者）は、旅行命令の変更の申請をしていない旨主張する。

しかしながら、旅費条例第6条は、旅行者側において、旅行の行程等を変更する必要性が生じた場合に、旅行命令権者に申請をして旅行命令の変更を受けなければならないことを規定したものであるのに対し、本件の場合は、旅行命令権者側が職権で旅行命令の変更を行ったものであることから、同条の規定の適用はないものと解される。

以上のとおり、本件変更旅行命令については、その内容においても手続等においても、著しく合理性を欠いていたとは認められない。

イ 本件旅費の支出について

以上のほか、本件旅費に係る支出（支出負担行為及び支出命令）自体が財務会計法規に違反して違法又は不当となることがないか検討する。

(ア) 請求手続について

旅費条例第11条においては、旅費の支給を受けようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、会計管理者等に提出しなければならないとされるところ

る、請求人は、本件旅費について、必要な領収証を添えた請求がされていない旨主張する。

たしかに、7月10日に、往路の航空賃について領収証なしにいったん再精算が行われたことが認められるが、その後、領収証が提出され、それにより再精算の額が訂正されたことが認められる。

本件旅費の支出負担行為の時点において領収証が提出されていれば何ら問題はないことから、当該支出が旅費条例第11条に違反して違法又は不当となることはない。

(イ) 会計年度独立の原則について

地方自治法第208条第2項において「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」（会計年度独立の原則）とされるとともに、旅費の会計年度所属区分については、同法施行令第143条第1項第2号において「給与その他の給付は、これを支給すべき事実の生じた時の属する年度」とされている。

これらの規定によれば、平成25年度に行われた旅行に係る旅費の支出は、同年度の歳入をもってこれに充てなければならないこととなり、請求人もこのことにより本件旅費の支出が違法となる旨主張する。

しかしながら、本件旅費については、本件変更旅行命令が有効なものであり、往路の航空賃の領収証も提出されている以上、市に支払い義務があり、支払わない場合は債務不履行になると解されること、及び地方自治法第243条の5及び同法施行令第165条の8の規定により会計年度独立の原則の例外として過年度支出の制度が設けられていることから、本件旅費の支出が地方自治法第208条第2項違反を理由に違法又は不当なものとなることはないと解される。

(2) 本件自動車借上料について

ア 自動車借上料の支出要件について

自動車借上料（高速道路利用に係る借損料を含む。）の支出が適法かつ妥当であるためには、市の事務事業のために職員が借上自動車に乗車して移動する必要性があったと認められる場合でなければならないと解される。

本件においては、本件旅費についてみたように、市長（旅行者）は、2月24日に、公務の遂行として東京都へ移動したものであるから、その行程の一部として羽田空港から宿泊ホテルまで移動する必要性があったものと認められる。

また、セキュリティ等の理由から、移動手段としてタクシーを利用することに特段問題はなかったと解される。

イ タクシー利用に係る手続について

職員がタクシー乗車券を使用してタクシーを利用するためには、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づく所定の手続によりタクシー乗車券を使用すること及び適法な旅行命令が発せられていることが必要である（後者については、在勤地内の旅行等におけるタクシー利用を除く。）。

市長（旅行者）の2月24日のタクシー利用については、タクシー乗車券に所要の事項が記載されているとともに、本件変更旅行命令が発せられていたことから、タクシー利用に係る手続の点においても特段問題はなかったものと認められる。

以上のとおり、本件旅費及び本件自動車借上料の各支出について、これを違法又は不当と判断するに足りる事情は認められない。

第4 結論

以上のことから、本件請求については、理由がないものと認め、これを棄却する。

第5 意見

以上のとおり、財務会計行為である本件旅費及び本件自動車借上料の支出が違法又は不当となるような事情は認められないが、本件旅費の支出に係る原因行為である本件変更旅行命令の手続等において旅行命令書の訂正が著しく遅延したこと、及びこれに伴い本件旅費について過年度支出をすることとなったことは、極めて不適切といわざるを得ない。

監査対象部署の説明によれば、これらは、職員間の連絡が適切に行われていなかったこと、さらには精算時にも書類の変更がなされていないことを見落としていたこと等事務処理の誤りがその原因とされる。

また、市議会における審議において、本件とは別に、市長の出張に係る旅費について、日当の二重払いが複数件あったことが明らかになっており、それらについても、市当局は、関係部局間の連絡不足など事務処理の誤りによる旨説明を行っている。

このような初歩的ともいえる誤りにより、過年度支出や過年度収入のような異例の処

理をせざるを得ない状況が繰り返されることは、適正な財務処理の確保に支障を来すとともに、市の公金取扱いに対する信頼を損ないかねないことから、今後、同様のことがないように改善を強く要請するものである。

なお、旅行命令の変更を行った場合はその旨を、口頭により旅行命令を発し又はこれを変更した場合はその日時を、旅行命令書に記載しておくのが適切と考えられる。

(参 考)

○ 福岡市職員等旅費支給条例（抜粋）

（旅行命令等）

第5条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、各機関の長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑なる遂行を図ることができない場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第6条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基き、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。但し、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ、すみやかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。

（旅行命令簿等に従わない旅行）

第6条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り、旅行命令等（前条第3項の規定により変更された命令等を含む。以下本条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「会計管理者等」という。）に提出しなければならない。この場合において必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 会計管理者等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 会計管理者等は、その支出し、又は支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該会計管理者等がその後においてその者に支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

○ 地方自治法（抜粋）

(政令への委任)

第243条の5 歳入及び歳出の会計年度所属区分、予算及び決算の調製の様式、過年度収入及び過年度支出並びに翌年度歳入の繰上充用その他財務に関し必要な事項は、この法律に定めるもののほか、政令でこれを定める。

○ 地方自治法施行令（抜粋）

(過年度支出)

第165条の8 出納閉鎖後の支出は、これを現年度の歳出としなければならない。